

重要無形民俗文化財 唐津くんちの曳山行事



種別	国指定重要無形民俗文化財
指定団体	唐津曳山総取締会（唐津神社）
指定年月日	昭和55年（1980）1月28日

概要

「唐津くんち」は唐津神社の秋季例大祭として毎年11月2日から4日に行われる祭礼ですが、祭りそのもののはじまりは江戸時代の寛文年間（1661～1673）まで遡るといわれています。氏子の各町を巡行した神輿が御旅所に神幸していたという記録が宝暦13年（1763）の藩の引継文書の中に残っています。

文政2年（1819）に一番曳山である赤獅子が制作され、明治9年（1876）までの間に15台の曳山が制作され、うち14台が現存しています。曳山本体は昭和33年（1958）に佐賀県の重要有形民俗文化財に指定されています。

祭りそのものは「唐津くんちの曳山行事」として昭和55年（1980）に国の重要無形民俗文化財に指定され、平成28年（2016）にユネスコの無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」として登録されました。

保存修理事業

曳山が製作されてから150年から200年以上経過しており、現在に至るまで大小様々な修理が行われてきました。各町の記録に残るもので少なくとも3回、そして多いものでは6回総塗替が行われており、小修理に関しては記録すら残っていないものもあります。

実施されてきた修理の中には、使いやすさや祭りに携わる町の人々の意向により、形態の変化や漆の色調の変容が行われ、基本的な意匠、技術の継承が時に損なわれることがありました。これらは、民俗文化財として祭りが生きている証であり、避けることができないことでもあります。

そこで、文化財的な価値を損なわないように総塗替、修復するなどの保存修理事業を行っています。

問い合わせ

生涯学習文化財課

〒847-0013 佐賀県唐津市南城内1番1号

大手口センタービル6階

電話番号：0955-72-9171